

都市農業の振興策強化等を求める意見書

都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給に加え、安らぎ空間の創出、防災空間の確保、農業に関して学習することができる場の提供など重要で多様な役割を担っている。

しかし、生産緑地法、相続税納税猶予制度など、都市農業に関する現行法制や税制に対する国の取組は、いまだ不十分であると言わざるを得ず、全国の市街化区域内の農地はこの20年間で半分近くに減少している。

川崎市においても、農業従事者の高齢化や重い税負担などを背景に、農地の減少が続いており、都市農業従事者が意欲を持って農業を続けられるよう、貴重な都市農地を守り、都市農業の持続的な発展を目指す早急な取組が必要である。

よって、国におかれては、こうした状況を踏まえ、都市農業の振興や農地の保全を図るために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業振興基本法（仮称）を早急に成立させること。
- 2 相続税納税猶予制度の適用を受けた生産緑地について、一般農地と同様に、貸借を可能にし、貸しやすく借りやすい生産緑地にすること。
- 3 生産緑地の指定に係る一団の農地で500平方メートル以上という一律の規模要件を廃止し、地方自治体が主体的に規模を定め、指定できること。
- 4 相続税納税猶予の適用を受けた人が営農困難になった場合の貸付制度の適用について、農作業の実態に照らし、現行の要件に、疾病や高齢などにより運動能力が著しく低下した場合を追加すること。
- 5 学校教育における農作業体験の機会等を充実させるとともに、学校給食等で地元産農産物の利用を推進し、地元での消費促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣